

件名

農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の二第一項の規定に基づき、農業協同組合等
がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年 金融庁告示第二号）の一部を次のように改正し
、令和七年三月三十一日から適用する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の
傍線を付した部分のように改める。

改正後	目次 「第一章」第三章 略」 第四章 信用リスクの標準的手法 「第一節」第五節 略」 第六節 信用リスク削減手法 「第一款」第五款 略」 第六款 保証及びクレジット・デリバティブ 第一目 適格要件（第九十三条―第九十七条の二） 第二目 「略」 「第七款・第八款 略」 第七節 「略」 「第五章」第七章 略」 附則 （マーケット・リスク相当額の計測対象となる内部取引） 第七条の十三 「略」 2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たし、かつ、同条第三項の規定に該当する場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。 3 「略」 （マーケット・リスク相当額の計測対象となる内部取引
改正前	目次 「第一章」第三章 同上」 第四章 「同上」 「第一節」第五節 同上」 第六節 「同上」 「第一款」第五款 同上」 第六款 「同上」 第一目 適格要件（第九十三条―第九十七条） 第二目 「同上」 「第七款・第八款 同上」 第七節 「同上」 「第五章」第七章 同上」 附則 （マーケット・リスク相当額の計測対象となる内部取引） 第七条の十三 「同上」 2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たす場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。 3 「同上」 （マーケット・リスク相当額の計測対象となる内部取引

第十六条の十三 「略」

2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレイディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たし、かつ、同条第三項の規定に該当する場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象を含むものとする。

3 「略」

(延滞エクスポージャー)

第四十二条 第二十七条から前条まで(第三十九条を除く。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由が生じたエクスポージャー(次項から第四項まで及び次条において「延滞エクスポージャー」という。)のうち、適格金融資産担保によって信用リスクが削減されていない部分、保証を用いている場合の被保証でない部分及びクレジット・デリバティブを用いている場合のプロテクションが提供されていない部分に適用するリスク・ウェイトは、当該延滞エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額(個別貸倒引当金の額及び部分直接償却の額の合計額をいう。)の割合の区分に応じ、次の表の下欄に定めるものとする。

「表略」

「一〇三 略」

「2〇4 略」

5 第一項において、標準的手法採用組合は、金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該

第十六条の十三 「同上」

2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレイディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たす場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象を含むものとする。

3 「同上」

(延滞エクスポージャー)

第四十二条 第二十七条から前条まで(第三十九条を除く。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由が生じたエクスポージャー(次項、第四項及び次条第一項において「延滞エクスポージャー」という。)のうち、適格金融資産担保によって信用リスクが削減されていない部分、保証を用いている場合の被保証でない部分及びクレジット・デリバティブを用いている場合のプロテクションが提供されていない部分に適用するリスク・ウェイトは、当該延滞エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額(個別貸倒引当金の額及び部分直接償却の額の合計額をいう。)の割合の区分に応じ、次の表の下欄に定めるものとする。

「同上」

「一〇三 同上」

「2〇4 同上」

5 第一項において、標準的手法採用組合は、金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該

当する事由が生じたこと及び第一項第三号に規定する三月以上当該限度額を超過することに係る判定の基準として、三月以上に代えて九十日超を用いることができる。

(自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャー)

第四十三条 「略」

2 前条第三項から第五項までの規定は、自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーの判定について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項各号」とあるのは「第四十二条第一項各号」と、同条第五項中「第一項において」とあるのは「第四十三条第一項において」と、「第一項第三号」とあるのは「第四十二条第一項第三号」と読み替えるものとする。

(計算方法)

第七十九条 標準的手法採用組合は、前条の条件を満たし、法的に有効な相対ネットイング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について相対ネットイング契約の効果を勘案する場合には、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を次の算式により算出するものとする。

$$E* = (\sum E - \sum C) + 0.4 \times \text{ネット・エクスポージャー} + 0.6 \times (\text{グロス・エクスポージャー} / \sqrt{N}) + \sum (E_{fx} \times H_{fx})$$

E*は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他こ

当する事由が生じた場合に係る判定の基準として、三月以上に代えて九十日超を用いることができる。

(自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャー)

第四十三条 「同上」

2 前条第三項から第五項までの規定は、自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーの判定について準用する。この場合において、前条第三項及び第四項中「第一項各号」とあるのは「第四十二条第一項各号」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

(計算方法)

第七十九条 「同上」

$$E* = (\sum E - \sum C) + 0.4 \times \text{ネット・エクスポージャー} + 0.6 \times (\text{グロス・エクスポージャー} / \sqrt{N}) + \sum (E_{fx} \times H_{fx})$$

E*は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他こ

れに類する海外の取引の信用リスク削減手法適用後エクスపోジチャー額（ただし、零を下回らない値とする。） ΣEは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において相手方に提供している資産の時価の合計額 ΣCは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において相手方から受領している資産の時価の合計額 ネット・エクスపోジチャーは、$\sum (Es \times Hs)$ により算出される額の絶対値 グロス・エクスపోジチャーは、$\sum (Es \times Hs)$ により算出される額 √Nは、ネットイング・セットに含まれる証券の数を指すNの平方根（ただし、Esがネットイング・セット内の最大のEsの値の十パーセント未満の証券は、Nの数に含めない。） Esは、証券ごとのネット・ポジションの時価の絶対値 Hsは、証券ごとのネット・ポジションの時価の符号が正の場合にあつては当該証券に適用すべきボラテイル率調整率、証券ごとのネット・ポジションの時価の符号が負の場合にあつては当該証券に適用すべきボラテイル率調整率にマイナスを乗じた値 Hs は、Hsの絶対値 Exは、通貨ごとのネット・ポジションのうち、決済通貨と異なる通貨によるポジションの額の絶対値	
---	--

れに類する海外の取引の信用リスク削減手法適用後エクスపోジチャー額（ただし、零を下回らない値とする。） ΣEは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において相手方に提供している資産の時価の合計額 ΣCは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において相手方から受領している資産の時価の合計額 ネット・エクスపోジチャーは、$\sum (Es \times Hs)$ により算出される額の絶対値 グロス・エクスపోジチャーは、$\sum (Es \times Hs)$ により算出される額 √Nは、ネットイング・セットに含まれる証券の数を指すNの平方根（ただし、Esがネットイング・セット内の最大のEsの値の十パーセント未満の証券は、Nの数に含めない。） Esは、証券ごとのネット・ポジションの時価の絶対値 Hsは、証券ごとのネット・ポジションの時価の符号が正の場合にあつては当該証券に適用すべきボラテイル率調整率、証券ごとのネット・ポジションの時価の符号が負の場合にあつては当該証券に適用すべきボラテイル率調整率にマイナスを乗じた値 Hs は、Hsの絶対値 Exは、通貨ごとのネット・ポジションのうち、決済通貨と異なる通貨によるポジションの額の絶対値	
---	--

H_{fx} は、エクスボージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラテイリティ調整率

(適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案で
きない法的に有効な相対ネットティング契約下にある対象
証券金融取引)

第八十三条 包括的手法を用いる標準的手法採用組合は、
相対ネットティング契約下にある対象証券金融取引にお
いて、ネットティング・セットごとに計算する第一号に掲
げる算式により算出される値が第二号に掲げる算式により
算出される値を下回る場合には、当該ネットティング・セ
ットに対して適格金融資産担保(前条第二項の表に掲げ
るものに限る。)を信用リスク削減手法として用いない
ものとする。この場合において、当該対象証券金融取引
に対して期待エクスボージャー方式を用いるときは、ネ
ッティング・セットの与信相当額の算出に適格金融資産
担保(同項の表に掲げるものに限る。)を勘案しないも
のとする。

$$1 - \frac{(\sum_t C_t - \sum_s E_s)}{\sum_s E_s}$$

$\sum_t C_t$ は、ネットティング・セットに含まれるレボ形式の
取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に
おいて、ネット・ポジションでは借入れとなる証券
又は現金の取引額の合計額(次号において同じ。)

$\sum_s E_s$ は、ネットティング・セットに含まれるレボ形式の
取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に
おいて、ネット・ポジションでは貸付けとなる証券

H_{fx} は、エクスボージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラテイリティ調整率

(適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案で
きない法的に有効な相対ネットティング契約下にある対象
証券金融取引)

第八十三条 「同上」

$$1 - [\text{匣4}]$$

$\sum_t C_t$ は、ネットティング・セットに含まれるレボ形式の
取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に
おいて、ネット・ポジションでは借入れとなる証券
又は現金の取引額の合計額(次号において同じ。)

$\sum_s E_s$ は、ネットティング・セットに含まれるレボ形式の
取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に
おいて、ネット・ポジションでは貸付けとなる証券

又は現金の取引額の合計額（次号において同じ。）

$$1 - \left[\left(\frac{\sum_s \left(\frac{E_s}{1 + f_s} \right)}{\sum_s E_s} \right) / \left(\frac{\sum_t \left(\frac{C_t}{1 + f_t} \right)}{\sum_t C_t} \right) \right] - 1$$

E_s は、ネットインゲ・セットに含まれるレボ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは貸付けとなる特定の証券又は現金の取引額

f_s は、ネットインゲ・セットに含まれるレボ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは貸付けとなる証券又は現金の前条第二項に規定するボラテイリテイ調整率の標準的下限（ただし、現金又は中央政府等の債券の場合は零とする。）をいう。

$\overline{C_t}$ は、ネットインゲ・セットに含まれるレボ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは借入れとなる特定の証券又は現金の取引額

$\overline{f_t}$ は、ネットインゲ・セットに含まれるレボ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは借入れとなる証券又は現金の前条第二項に規定するボラテイリテイ調整率の標準的下限（ただし、現金の場合は零とする。）をいう。

2 [盤]

（デフォルトの定義）

又は現金の取引額の合計額（次号において同じ。）

1 [匣 ㄱ]

E_s は、ネットインゲ・セットに含まれるレボ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは貸付けとなる特定の証券又は現金の取引額

f_s は、ネットインゲ・セットに含まれるレボ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは貸付けとなる証券又は現金の前条第二項に規定するボラテイリテイ調整率の標準的下限（ただし、現金又は中央政府等の債券の場合は零とする。）をいう。

$\overline{C_t}$ は、ネットインゲ・セットに含まれるレボ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは借入れとなる特定の証券又は現金の取引額

$\overline{f_t}$ は、ネットインゲ・セットに含まれるレボ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは借入れとなる証券又は現金の前条第二項に規定するボラテイリテイ調整率の標準的下限（ただし、現金の場合は零とする。）をいう。

2 [匣 ㄴ]

（デフォルトの定義）

第百八十一条 「略」

「2ゝ4 略」

5 第一項の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、延滞又は同項第三号に規定する限度額の超過に係る判定において、次の各号に掲げる月数の長さの区分に応じ、当該各号に定める日数を用いることができる。

「一・二 略」

(トレーディング・デスクの要件)

第百四十六条の九の三 「略」

2 「略」

3 トレーディング・デスクの要件は、次に掲げるものとする。

「一ゝ九 略」

十 一週間に一回以上の頻度でトレーディング・デスクに係るリスク管理報告書（次に掲げるものを含む。）が作成されていること。

イ 損益報告（プロダクト・コントローラー（公正価値算定結果に対する独立検証及び評価調整の役割を担う者をいう。）による定期的な検証が行われ、その結果に基づき必要な修正がされたものを含む。）

ロ 「略」

十一 「略」

(リスク・ファクターのモデル化可能性テスト)

第百四十六条の十一の五 「略」

2 リスク・ファクターのモデル化可能性テストは、次に

第百八十一条 「同上」

「2ゝ4 同上」

5 第一項の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、次の各号に掲げる延滞の月数の長さの区分に応じ、当該各号に定める日数をデフォルト事由の判定に用いることができる。

「一・二 同上」

(トレーディング・デスクの要件)

第百四十六条の九の三 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一ゝ九 同上」

十 「同上」

イ 損益報告（プロダクト・コントローラー（公正価値算定結果に対する独立検証及び評価調整の役割を担う者をいう。）により定期的に又は必要に応じて行われる検証の結果を含む。）

ロ 「同上」

十一 「同上」

(リスク・ファクターのモデル化可能性テスト)

第百四十六条の十一の五 「同上」

2 「同上」

掲げる要件の全てを満たすものとする。

「一〇五 略」

六 代理変数の利用に当たっては、対象となる金融商品の取引に係る地域、種類その他の性質を適切に反映し、かつ、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすこと。

イ 「略」

ロ 期待シヨート・フォールモデルにおいて、代理変数を用いる場合 代理変数とリスク・ファクターとの間のベシスを特定し、当該ベシスをモデル化可能なリスク・ファクター又はモデル化不可能なリスク・ファクターに適切に分類してマーケット・リスク相当額を計算している場合は、次に掲げるリスク・ファクターのいずれかをリスク理論損益に反映すること。ただし、当該分類が適切に行われていない場合には、代理変数のリスク・ファクターをマーケット・リスク相当額及びリスク理論損益に反映すること。

「(1)・(2) 略」

(カーベチャ－・リスクに対するマーケット・リスク相当額)

第二百四十六条の十五の五 「略」

「2・3 略」

4 第二項のリスク・ファクターのデルタ・リスクの感応度 (S_{ik}) は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

「一〇五 同上」

六 「同上」

イ 「同上」

ロ 期待シヨート・フォールモデルにおいて、代理変数を用いる場合 代理変数とリスク・ファクターとの間のベシスを特定し、当該ベシスをモデル化可能なリスク・ファクター又はモデル化不可能なリスク・ファクターに分類すること。この場合において、当該ベシスがモデル化可能リスク・ファクターに分類されたときは、次に掲げるリスク・ファクターのいずれかをマーケット・リスク相当額及びリスク理論損益に反映すること。

「(1)・(2) 同上」

(カーベチャ－・リスクに対するマーケット・リスク相当額)

第二百四十六条の十五の五 「同上」

「2・3 同上」

4 前項のリスク・ファクターのデルタ・リスクの感応度 (S_{ik}) は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

「一・二 略」 「5ゝ7 略」	(リスク感応度方式におけるストレスを想定した相関係数)	第二百四十六条の十五の六 「略」	2 前項の規定により算出したマーケット・リスク相当額を同項各号に掲げるシナリオごとに合算して得た額を、当該シナリオのリスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額とする。	3 「略」	(株式リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイット及び相関)	第二百四十六条の十八の六 「略」	2 「略」	3 株式リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクタ間の相関係数(ρ)は、バケット番号1から13まで(バケット番号11を除く。)のいずれかに該当する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。	一 次に掲げる要件の全てを満たす場合 九十九・九パーセント 「イ・ロ 略」	二 「略」	三 次に掲げる要件の全てを満たす場合 前号イからホまでに定める値に九十九・九パーセントを乗じた値と
「一・二 同上」 「5ゝ7 同上」	(リスク感応度方式におけるストレスを想定した相関係数)	第二百四十六条の十五の六 「同上」	2 前項の規定により算出したトレーディング・デスクごとのマーケット・リスク相当額を同項各号に掲げるシナリオごとに合算して得た額を、当該シナリオのリスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額とする。	3 「同上」	(株式リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイット及び相関)	第二百四十六条の十八の六 「同上」	2 「同上」	3 「同上」	一 次に掲げる要件のいずれかを満たす場合 九十九・九パーセント 「イ・ロ 同上」	二 「同上」	三 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 前号イからホまでに定める値に九十九・九パーセントを乗じ

する。	「イ・ロ 略」
「4・5 略」	(コモディティ・リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)
第二百四十六条の十八の七	「略」
「2・3 略」	4 前項の算式中 $\rho_{kl}^{(cty)}$ 、 $\rho_{kl}^{(tenor)}$ 及び $\rho_{kl}^{(basis)}$ は、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
「一・二 略」	三 $\rho_{kl}^{(basis)}$
当該イ又はロに定めるもの	イ 「略」
ロ イに掲げる場合以外の場合	九十九・九パーセン
「5・6 略」	(ベガ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)
第二百四十六条の十九	「略」
「2・5 略」	6 各リスク・クラスのベガ・リスクに用いるバケット間の相関係数 (γ_{bc}) は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

た値とする。	「イ・ロ 同上」
「4・5 同上」	(コモディティ・リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)
第二百四十六条の十八の七	「同上」
「2・3 同上」	4 「同上」
「一・二 同上」	三 「同上」
当該イ又はロに定めるもの	イ 「同上」
ロ イに掲げる場合以外の場合	九十九・〇パーセン
「5・6 同上」	(ベガ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)
第二百四十六条の十九	「同上」
「2・5 同上」	6 「同上」

「一〇三 略」

四 証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスク 第二百四十六条の十八の五第六項及び第七項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

「五〇七 略」

（カーベチャー・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関）

第二百四十六条の十九の二 「略」

2 「略」

3 各リスク・クラスのカーベチャー・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数（ ρ_{kl} ）は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めた値を二乗した値とする。

一 「略」

二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 次のイ又はロに掲げる第一項第二号の規定により分類したバケットの区分に応じ、当該イ又はロの場合に応じた値とする。

イ 「略」

ロ バケット番号 17 又は 18 第二百四十六条の十八の三第五項第一号の規定を準用して算出した $\rho_{kl}^{(name)}$ の値

「一〇三 同上」

四 証券化商品（非 CTP）に係る信用スプレッド・リスク 第二百四十六条の十八の五第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。ただし、第一項第四号の規定による分類におけるバケット番号 25 とバケット番号 25 以外のバケット番号との間の相関係数（ γ_{bc} ）は、百パーセントとする。

「五〇七 同上」

（カーベチャー・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関）

第二百四十六条の十九の二 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ バケット番号 16 又は 17 第二百四十六条の十八の三第五項第一号の規定を準用して算出した $\rho_{kl}^{(name)}$ の値

〔三〕六 略〕

〔4・5 略〕

(デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出の概要)

第二百四十六条の二十 〔略〕

2 デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出においては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

〔一・二 略〕

三 証券化商品（CTP）における非証券化商品によるヘッジは、デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を算出の対象とすること。この場合において、当該非証券化商品によるヘッジについては、非証券化商品におけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額に含めないこと。

〔四〕六 略〕

別表第一（第二百四十九条第二項関係）

B I C の各構成要素の用語の意義		
B I C の構成要素	損益計算書又は貸借対照表における項目	一般的な内容 一般的な小分類
〔略〕		
F C	商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定のネット損益	〔略〕

〔三〕六 同上〕

〔4・5 同上〕

(デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出の概要)

第二百四十六条の二十 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 証券化商品（CTP）における非証券化商品によるヘッジは、デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出を要しないこと。

〔四〕六 同上〕

別表第一（第二百四十九条第二項関係）

B I C の各構成要素の用語の意義		
B I C の構成要素	損益計算書又は貸借対照表における項目	一般的な内容 一般的な小分類
〔同左〕		
F C	商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定のネット損益	〔同左〕

〔略〕	〔同左〕
〔（注１）・（注２） 略〕	〔（注１）・（注２） 同左〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	